

## 議案第 14 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和 31 年清水町条例第 22 号)  
の一部を次のように改める。

別表 1 中「清水町学校支援委員」を「学校運営協議会委員」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。